

福知山市公告第 2 1 1 号

フルカラー複合機賃貸借及び保守に係る一般競争入札について、以下のとおり公告する。

令和 8 年 3 月 6 日

福知山市長 大橋 一夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約名称

フルカラー複合機賃貸借

(2) 契約概要

産業部で使用するフルカラー複合機 1 台の賃貸借及び保守サービスの調達を行う。

(3) 設置場所

福知山市役所 4 階 産業部フロア

(4) 賃貸借期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(5) 納品期限

令和 8 年 3 月 3 1 日 (火)

(6) 契約の詳細

別に定める仕様書のとおり

(7) 契約の種類

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約

2 入札参加資格

入札参加者に必要な資格に関する要件は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱 (平成 1 5 年福知山市告示第 1 3 7 号) に定める指名停止基準その他国等契約実施機関が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者でないこと。

(3) 福知山市暴力団等排除措置要綱 (平成 2 3 年福知山市告示第 1 2 6 号) に基づく入札参加資格停止期間中の者でないこと。

(4) 会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (会社更生法にあっては更生手

続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全でない者であること。

- (5) 令和7年度福知山市指名競争入札等参加資格業者名簿で「リース(事務機器)」の業種に登録されている者のうち、福知山市内に本社若しくは本店又は支店若しくは営業所を有するものであること。

3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間

公告日から令和8年3月12日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 提出先

〒620-8501

京都府福知山市字内記13番地の1

福知山市 産業部 農業振興課 農業経営係

電話 0773-24-7044(直通)

ファックス 0773-23-6537

メールアドレス noushin■city.fukuchiyama.lg.jp

※■は、@と読み替えること。

(3) 提出方法

持参又は郵送。ただし、期限内に必着のこと。

(4) 提出書類

ア 福知山市一般競争入札参加申請書(指定用紙)

イ 誓約書(指定用紙)

(5) 入札参加資格の有無

ア 入札参加資格が「無」と確認された者には、令和8年3月13日(金)午後5時までに電子メールによる送信、ファックスによる送信又は電話連絡し、後日その理由書を送付する。

イ 入札参加資格が「有」と確認された者には、令和8年3月13日(金)午後5時までに電子メールによる送信、ファックスによる送信又は電話連絡により通知する。また、後日「入札参加資格者証」を交付する。

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、地方自治法、同法施行令及び福知山市財務規則(昭和54年福知山市規則第1号)の規定により行う。

- (2) 入札の方法は、郵便入札とする。

ア 持参による入札書は、受け付けない。

イ 郵送方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかにより郵送すること。それ以外の方法で郵送した場合は、無効とする。

ウ 郵送する封筒は、外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。
エ 入札書は、内封筒に入れ、のり付けの上、内封筒の貼合部分に代表者印で割印をすること。

オ 内封筒の表面に「入札書在中」と朱書するとともに、契約名称、開札日及び入札者の商号又は名称を記載すること。

カ 外封筒には、内封筒並びに担当者の氏名及び連絡先を記載した用紙（様式は、任意）を入れること。また、外封筒の表面に「(契約名称) 入札書在中」と朱書するとともに、入札者の商号又は名称が分かるようにすること。

キ 外封筒の送付先は、次のとおりとする。

(ア) 郵便番号 620-8501

(イ) 宛先 京都府福知山市字内記13番地の1
福知山市産業部農業振興課 行

ク 郵便局から交付される「差出控え」は、開札が終了するまで保管すること。

ケ 入札書の提出期限は、令和8年3月17日(火)午後5時までとする。

コ この号ケの提出期限は、福知山市産業部農業振興課に到達する期限である。

サ 入札者は、市に到達した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

シ 入札書が市に到達した後においては、入札を辞退することはできない。

(3) 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以後において、当該契約に係る福知山市の歳出予算において減額又は削除があった場合、福知山市は、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、福知山市は、受託人に対して事前に通知し、その場合は、双方協議するものとする。

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札の資格、入札に関する条件に違反した者の入札

(2) 1つの入札について同一の者（他の代理人として入札した場合を含む。）が2以上の入札書を提出した入札

- (3) 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- (4) 前項第2号イに規定する方法以外の方法で提出した入札
- (5) 入札書の事業名称、商号若しくは名称のいずれかが記載されず、若しくは記載に重大な誤りがあり、又は入札書の押印のない入札書による入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- (7) 提出期限を過ぎて到達した入札
- (8) 入札書等の提出後、開札までに入札条件を満たさなくなったことを届けた者のした入札
- (9) 虚偽の申請又は届出を行った者のした入札
- (10) 談合等の不正行為によってされたと認められる入札
- (11) その他入札条件に違反した入札

6 質疑

入札に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入の上、福知山市産業部農業振興課農業経営係へ電子メール又はファックスにて提出すること。

(1) 質疑提出期間

公告日から令和8年3月13日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 質疑提出先

福知山市産業部農業振興課農業経営係
第3項第2号参照

(3) 質疑回答日

令和8年3月16日（月）

全ての質疑を取りまとめの上、回答日に参加資格「有」の者全員に電子メール又はファックスで行う。

7 入札保証金等

福知山市財務規則第117条第1項第3号により免除する。この場合において、落札者が契約を締結しないときは、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）に12を乗じて得た額の100分の5相当額を徴収する。

8 開札

(1) 日時

令和8年3月18日（水） 午後1時30分から

(2) 場所

福知山市役所旧本館1階 入札室

(3) 開札は、前2号の日時及び場所において行うものとする。

- (4) 郵便入札の参加者は、開札に立ち会うことができる。ただし、本人又は法人の代表者以外の者が立ち会おうとするときは、委任状を持参しなければならない。
 - (5) 開札の立会いを希望する者が2人未満のときは、入札事務に関係のない職員の立会いのもと行う。
 - (6) 入札回数は、3回以内とする。
 - (7) 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする場合がある。
 - (8) 再入札となる場合には、日時及び場所、入札書提出先及び入札書提出期限その他必要事項を別途通知する。
 - (9) 前号の場合において、前回の入札に参加した者のうち無効又は失格の入札をした者は、これに参加することができない。
 - (10) 開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が2以上あるときは、落札決定を保留する。
 - (11) 前号の場合において、同一価格で入札した者全員が現に立ち会っているときは、その場で立会人がくじを引くものとする。ただし、出席をしてもくじを引かないとき、又は同一価格で入札した者が立ち会っていないときは、入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
- 9 入札の延期又は中止
- (1) 市長は、郵便入札において、事故又は交通遮断等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるときその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は中止することができるものとする。
 - (2) 市長は、前号の規定により、入札を延期し、又は中止したときは、速やかに当該入札参加者に通知しなければならない。
 - (3) 市長は、入札を延期したときにあつては受領した入札書等を延期後の開札まで厳重に保管するものとし、入札を中止したときにあつては不正な行為等により入札を中止した場合を除き、速やかに入札書等を当該入札参加者に返却するものとする。
- 10 契約保証金
- 年間支出予定総額の10分の1以上の額を納付するものとする。この場合において、福知山市財務規則第117条第2項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- なお、福知山市財務規則第148条第1項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。
- 11 入札に係る費用の負担
- 郵便入札に係る費用については、入札参加資格の有無及び入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。
- 12 契約書の作成の要否

必要

- 13 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- 14 問合先

福知山市 産業部 農業振興課 農業経営係

電話 0773-24-7044 (直通)

ファックス 0773-23-6537

メールアドレス noushin■city.fukuchiyama.lg.jp

※■は、@と読み替えること。